

(現行)

花卷市水防計画

花 卷 市

花巻市水防計画

目 次

第1章	総 則	
第1節	目的	1
第2節	市における水防組織	1
第3節	重要水防箇所評定基準及び重要水防箇所	1
第4節	水防団の任務	1
第5節	県水防本部及び県南広域振興局花巻総合支局土木部等への連絡	1
第6節	執務時間外の連絡	2
第2章	気象状況連絡	
第1節	気象広報	2
第2節	気象情報の掌握	2
第3節	台風の進路図及び気象通知の受信・通報用紙	2
第3章	雨量及び水位状況の観測並びに通報	
第1節	雨量及び水位状況の観測並びに通報	2
第4章	樋管、水門の操作及びダム放流に対する処置	
第1節	樋管、水門の操作	2
第2節	ダム放流に対する処置	3
第5章	堤防及び重要水防箇所の巡視	
第1節	堤防の巡視	3
第2節	重要水防箇所の巡視	3
第6章	通信連絡	
第1節	非常扱通話	3
第2節	緊急連絡	3
第3節	伝令	3
第4節	気象予警報等の連絡	3
第5節	非常扱通話の取扱	4
第6節	水防信号	4
第7章	北上川上流洪水予報及び警報と水防警報の連絡	
第1節	北上川上流洪水予報及び警報の伝達	4
第2節	水防警報の伝達	4
第8章	堤防異常の報告、警報、出動及び水防開始	
第1節	堤防異常の報告	4
第2節	警報体制、出動及び水防開始	4
第9章	水防用備蓄器具、資材並びに土地等の使用及び収用	
第1節	水防用備蓄器具、資材	5
第2節	土地等の使用及び収用	5
第10章	決壊の通報、避難立退及び救助	
第1節	決壊の通報	5
第2節	避難及び立退	5
第3節	救助	5

第 11 章	自衛隊派遣の要請	
第 1 節	県知事に対する派遣要請	6
第 2 節	県知事を経由しない場合の特例	6
第 12 章	公用負担	
第 1 節	公用負担	6
第 2 節	公用負担命令票	6
第 13 章	優先通行標識及び身分証票	
第 1 節	優先通行標識	6
第 2 節	身分証票	6
第 14 章	水防活動実施報告、水防功労者推薦及び公務災害補償	
第 1 節	水防活動実施報告	6
第 2 節	水防功労者推薦	6
第 3 節	公務災害補償	7
第 15 章	その他	
第 1 節	水防訓練	7
第 2 節	水防管理団体相互の協力	7

資 料

別 表	1	花巻市災害警戒本部	8
別 表	2	花巻市水防団編成表	13
別 表	3	警戒体制及び警戒配備体制	15
別 表	4	重要水防箇所評定基準	16
別 表	5	重要水防箇所一覧表	19
別 表	6	通信連絡系統図	26
別 表	7	執務時間外における水防上必要な通報を受けた場合の連絡	27
別 表	8	関係機関としての通報箇所	28
別 表	9	北上川上流洪水予報及び警報伝達系統図	30
別 表	10	北上川上流水防警報伝達系統図	31
別 表	11	台風進路図	32
別 表	12	受信用紙	33
別 表	13	雨量の観測箇所	34
別 表	14	水位の観測箇所	35
別 表	15	樋管・樋門箇所	36
別 表	16	非常扱通話の取扱要領	44
別 表	17	水防法の規定による水防の信号	44
別 表	18	水防用備蓄器具資材	45
別 表	19	避難収容施設	46
別 表	20	公用負担命令権限証及び公用負担命令票	52
別 表	21	優先通行標識	53
別 表	22	身分証票	54
別 表	23	水防活動実施報告書	55
別 表	24	水防功労者推薦	56

別 図

河川重要水防箇所図	57
-----------	----

参 考

参考	1	急傾斜地崩壊危険箇所地域指定表	101
参考	2	砂防指定地指定表	102
参考	3	水防作業及び工法	103
参考	4	水防法	131
参考	5	北上川上流浸水想定区域図	144

花 巻 市 水 防 計 画

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 32 条の規定並びに岩手県水防計画に基づき、大雨及び洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、又はこれらの災害による市民の生命・身体・財産を保護し若しくは被害を軽減し、もって公共の安定を保持することを目的とする。

第 2 節 市における水防組織

- 1 法第 10 条、法第 11 条及び第 16 条並びに気象業務法第 13 条及び第 14 条の 2 の規定により、気象及び洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、又は市内に震度 4 以上の地震が発生し危険が予想されるときは、その危険が解消されるまでの間、花巻市災害警戒本部（以下「本部」という。）並びに水防団を置き水防事務を処理するものとする。本部の位置は、（花巻市総合防災部消防防災課）（電話 24-2119（代））とする。ただし、事態の変化により、その設置場所を変更することがある。
- 2 前項の水防団は花巻市消防団をもって充てる。
- 3 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定により、市に災害対策本部が設けられた場合は、その組織に入り、水防事務を処理するものとする。
- 4 本部並び水防団の編成は、別表 1（P8）及び別表 2（P13・14）のとおりとし、警戒体制及び警戒配備体制は別表 3（P15）のとおりとする。

第 3 節 重要水防箇所評定基準及び重要水防箇所

重要水防箇所評定基準は別表 4（P16・17）のとおりとし、市内河川の重要水防箇所は別表 5（P19～25）のとおりとする。

第 4 節 水防団の任務

水防団は、管内河川の状況を常に把握するとともに水防業務を迅速に処理し、適宜状況を本部に連絡するものとする。

第 5 節 県水防本部及び県南広域振興局花巻総合支局土木部等への連絡

水防管理者は、情報連絡並びにその他水防に関しての一切の事項を県南広域振興局花巻総合支局土木部（以下「土木部」という。）に連絡する。

ただし、著しい危険が切迫していると認める時、又は、破堤の為に避難を要する等の場合は、花巻警察署、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ及びエフエム岩手に直接連絡するとともに県水防本部（岩手県県土整備部河川課）にも連絡するものとする。この連絡系統図は別表 6（P26）のとおりとする。

第6節 執務時間外の連絡

執務時間外における水防上必要な連絡は、別表7（P27）のとおりとする。

第2章 気象状況連絡

第1節 気象広報

法第10条第3項及び気象業務法第13条及び第14条の2の規定により、気象関係機関並びに岩手県総合防災室、岩手県河川課（県水防本部）から、水防活動を必要とする予報及び警報等の通知があったとき又は上流の状況により出水のおそれがあるとき、水防管理者は、水防団長及び土木部長並びに花巻警察署長に連絡のうえ、本部からこれを関係機関に通知するとともに、住民に周知させるものとし、関係機関としての通報箇所及び住民の周知については、別表8（P28・29）、別表9（P30）及び別表10（P31）のとおりとする。

第2節 気象情報の掌握

本部は、前第1節の気象通知及び気象台が発表する気象情報等により、テレビ・ラジオの気象情報等に注意するとともに、花巻警察署及び土木部と連絡を密にして気象情報の掌握に努めるものとする。

第3節 台風の進路図及び気象通知の受信・通報用紙

- 1 台風の進路及びその影響を知るため、第2節による気象情報等を基礎として台風進路図を作成検討する。その様式は、別表11（P32）のとおりとする。
- 2 気象についての受信並びに通報に使用する用紙の様式は、別表12（P33）のとおりとする。

第3章 雨量及び水位状況の観測並びに通報

第1節 雨量及び水位状況の観測並びに通報

- 1 雨量の観測箇所は、別表13（P34）のとおりである。
- 2 水位の観測箇所は、別表14（P35）のとおりであるが、水防団においても水位の状況を把握し、本部に連絡するものとする。
- 3 本部においては、状況に応じ雨量及び水位状況を、別表8（P28・29）のうち、必要に応じ関係機関に通報するものとする。

第4章 樋管、水門の操作及びダム放流に対する処置

第1節 樋管、水門の操作

樋管及び水門の操作は、河川、水路等の増減水の状況により行うものとし、北上川本川の排水樋管の操作は、国土交通省から依頼されている人員において行うものとする。又、県から市に委託されている水門の操作は、市において行うものとする。市内の樋管、水門の箇所は別表15（P36～43）のとおりとする。

第2節 ダム放流に対する処置

北上川ダム統合管理事務所田瀬ダム管理支所（電話 44-5211）、豊沢ダム管理所（電話 25-2330）及び早池峰ダム（電話 22-4971）等、本部へ放流の通知があったときは、状況に応じて巡視等必要な処置をとるものとし、水防上危険と判断される場合は関係機関と連絡を密に保ち、必要に応じその状況を危険区域の住民に周知するものとする。

第5章 堤防及び重要水防箇所の巡視

第1節 堤防の巡視

各水防団長は、第2章第1節の気象状況の通知を受けた場合又は市内に震度4以上の地震が発生したときは、水防団員を配置し通報水位に達し、なお、増水が予測される場合は、別表5（P19～25）により、各管轄区域(別図P57～59)を巡回警戒にあたらせ、決壊・地滑り・亀裂等構造物埋設箇所を査察し異常の箇所ある場合には、その任務者は、直ちに水防団長を通じ、本部にその程度を急報し必要な処置を求めるものとする。

第2節 重要水防箇所の巡視

河川の状況により、あらかじめ危険な箇所（重要水防箇所）の巡視警戒を厳重にし、水防体制を整えるものとする。重要水防危険箇所は別表5（P19～25）のとおりである。（重要水防箇所評定基準は別表4（P16・17）のとおりである。）

第6章 通信連絡

第1節 非常扱通話

水防のための連絡は、主として電話により行うこととするが、困難なときは、非常扱通話により行うこととする。

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡ができるよう予め経路を選定しておくものとする。特に非常の際には、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ及びエフエム岩手から放送する連絡方法を考慮しておくものとする。

第3節 伝令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、水防資材設備倉庫、水防作業現場等に消防車両及び市役所備付けの車両を配置しておくものとする。

第4節 気象予警報等の連絡

盛岡地方気象台から発せられる気象予警報等は、岩手県知事から総合防災情報

ネットワークにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が連絡されるので、地域住民に対し、緊急に警報等を周知させるため、広報車、有線放送、防災行政無線等利用し行うものとする。

第5節 非常扱通話の取扱

非常扱通話の取扱は、別表 16 (P44) のとおりである。

第6節 水防信号

法第 20 条の規定による水防信号は、別表 17 (P44) のとおりとする。

第7章 北上川上流洪水予報及び警報と水防警報の連絡

第1節 北上川上流洪水予報及び警報の伝達

北上川上流洪水予報及び警報の伝達経路は、別表 9 (P30) のとおりである。

第2節 水防警報の伝達

水防警報発令の伝達経路は、別表 10 (P31) のとおりである。

第8章 堤防異常の報告、警報、出動及び水防開始

第1節 堤防異常の報告

次のいずれかの場合、水防管理者は、直ちに土木部に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき。(その状況と措置の概況を含む。)
- 2 水防機関が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

第2節 警戒体制、出動及び水防開始

本部は、第2章第1節等により水防に関する連絡を受けたとき、又は大雨のおそれがあり、洪水が予想されるときは、これに対応するため、次の要領により水防団の体制をとるものとする。

1. 本部は第2章第1節の気象状況の連絡を受けたときは、即時出動できるよう水防団に準備させるものとする。
2. はん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合には、本部は、直ちにそれぞれの水防団員に定められた任務に従事させるものとする。ただし、急激に増水し、以上の段階を経るいとまがないとき、又は早急に水防団の出動の必要があると認められる場合は、その事態に即応した緊急措置を講ずるものとする。
3. 法第16条第1項により水防警報が発せられたときは、本部は水防計画に基づき、直ちに水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。

4. 水防警報の段階

第1段階 準備

水防資材の整備点検、水門等開閉の準備及び幹部の出動等に対するもの。

第2段階 出動

水防団の出動に対するもの。

第3段階 解除

水防活動の終了に対するもの。

第9章 水防用備蓄器具、資材並びに土地等の使用及び収用

第1節 水防用備蓄器具、資材

1 水防倉庫及び備蓄資機材は、別表18(P45)のとおりである。

2 水防作業に使用し得る資材器具等を適宜調査、整備し、不足分を補充する。

第2節 土地等の使用及び収用

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬器具等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合、市は法の定めにより、損失を受けた者に対して時価により補償するものとする。

第10章 決壊の通報、避難立退及び救助

第1節 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防管理者は、法第25条の規定により直ちにその旨を氾濫が予想される地域、隣接水防管理団体、花巻警察署及び県南広域振興局花巻総合支局土木部、その他関係機関に連絡するものとする。

第2節 避難及び立退

水防管理者は、増水により著しい事態の悪化が予想され、危険が切迫しているときは、区域の居住者に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、水防信号、口答伝達等により、立退又はその準備を指示すると同時に花巻警察署長にその旨を通報するものとする。

危険を予想される地域の避難収容施設は、別表19(P46~51)のとおりとする。

第3節 救助

負傷・病死・溺死した者を発見したときは、救助し、最寄りの病院・医院・診療所に引き渡して、その状況を水防管理者又は水防団長へ速報するものとする。

第11章 自衛隊派遣の要請

第1節 県知事に対する派遣要請

水防管理者は洪水に際し、市のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要と認める場合には自衛隊の派遣要請を県知事に要請するものとする。

第2節 県知事を経由しない場合の特例

状況が緊迫し、水防管理者が県知事に連絡のいとまがなく、真に事情やむをえない場合に限り、緊急措置として、水防管理者が防衛大臣又はその指定部隊に対し、その旨及び災害状況を通知できるものとする。

ただし、この場合は遅滞なくその経緯を知事へ報告しなければならない。

第12章 公用負担

第1節 公用負担

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長で、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、別表20(P52)の公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示すべきものとする。

第2節 公用負担命令票

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、別表20(P52)の公用負担命令票を目的物の所有者・管理者又はこれらに準ずべき者に提出しなければならない。

第13章 優先通行標識及び身分証票

第1節 優先通行標識

法第18条における標識は、別表21(P53)のとおりとする。

第2節 身分証票

法第49条2項における身分証票は、別表22(P54)のとおりとする。

第14章 水防活動実施報告、水防功労者推薦及び公務災害補償

第1節 水防活動実施報告

水防作業が終結したとき水防管理者は、所定の期日までに、別表23(P55)の事項を取りまとめ、岩手県知事(河川課)に報告するものとする。

第2節 水防功労者推薦

水防管理者は、水防作業において特に功労のあつた個人について、水防作業終了後すみやかに、別表24(P56)により知事に推薦するものとする。

第3節 公務災害補償

水防団員及び水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、岩手県市町村総合事務組合の条例に定めるところにより、補償しなければならない。

第15章 その他

第1節 水防訓練

水防事務を円滑に遂行するため及び水防団の技術の向上と士気の高揚をはかるため、水防訓練をおこなうものとする。

第2節 水防管理団体相互の協力

他市町村の水防管理者又は岩手県水防本部から水防応援を求められたときは、水防作業に支障のない範囲内で応援するものとする。

又、応援先の水防に関する業務の一切は、応援を求めた水防管理者の指揮統制下に入り作業を行うものとする。

別表 1

花 巻 市 災 害 警 戒 本 部

水防管理者	花 巻 市 長	
本 部 長	総務 部長	花巻市水防団 (消防団)
副 本 部 長	消防長	
本 部 員	本部長が指名する各部長等	
本 部 職 員	本部長が指名する各部職員	

※市に災害対策本部が設けられた場合は、その組織に入り水防事務を処理する。